



最高裁秘書第2736号

平成27年12月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



司法行政文書開示通知書

10月13日付け（同月14日受付、最高裁秘書第2146号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 平成27年9月9日付け最高裁秘書第1835号事務総長通知「苦情の申出に係る諮詢について」（片面で1枚）
- (2) 平成27年9月9日付け最高裁秘書第1864号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長通知「諮詢番号等について」（片面で1枚）
- (3) 平成27年9月9日付け最高裁秘書第1865号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長送付「理由説明書の写しについて」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（氏名）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号の不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を不開示とした。
- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（氏名）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（電話番号）が記載されており、こ

これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(3) 1の(3)の文書には、個人識別情報（氏名）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び同第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

また、同文書に添付の文書は、全体として、審議会における協議に関する情報であって、公にすると今後、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第5号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

最高裁秘書第1835号

平成27年9月9日

[REDACTED]
様

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

() 苦情の申出に係る諮問について（通知）

平成27年8月3日付けで大阪地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示したことに対する苦情の申出について、平成27年9月8日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

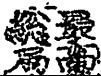
開示の申出があった司法行政文書の名称

大阪地裁における刑事訴訟法第二百七十八条の二第5項における通知文書及び同第6項における通知文書（平成21年度以降に限る）

(担当) 秘書課文書開示第二係 電話03(3264)5652

最高裁秘書第1864号

平成27年9月9日



[REDACTED] 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

大阪地裁における刑事訴訟法第二百七十八条の二第5項における通知文書及び
同第6項における通知文書（平成21年度以降に限る）

2 苦情の申出がされた日

平成27年8月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

平成27年度（情）謝問第1号

(2) 謝問日

平成27年9月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 [REDACTED] (直通)

最高裁秘書第1865号

平成27年9月9日



[Redacted]
様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

質問番号

平成27年度（情） 質問第1号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話 [Redacted] (直通)